

福山市産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱（以下、「要綱」という。）第5条第1項に基づき、事前協議書の提出があり、同要綱第6条第2項に基づく通知をしたので、同要綱第7条第1項の規定により、次のとおり当該通知及び事前協議書を閲覧に供する。

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
ツネイシカムテックス株式会社 代表取締役 神原 文雄  
広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
福山市箕沖町107番6

3 産業廃棄物処理施設の種類の種類

管理型最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハ
----------	---

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、鉍さい、がれき類及びばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

5 変更の内容

	変更後		変更前
埋立容量	1,130,340 m <sup>3</sup>	埋立容量	887,710 m <sup>3</sup>

6 申請年月日  
2025年（令和7年）10月7日

7 閲覧場所  
福山市東桜町3番5号  
福山市経済環境局環境部廃棄物対策課

8 閲覧の期間  
2026年（令和8年）4月20日から要綱による地元調整の継続が必要ないと市長が認めた日の翌日から起算して30日を経過する日まで（ただし、市の休日を除く。）

9 閲覧の時間  
午前8時30分から午後5時15分

10 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から事業計画についての意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限

地元説明会等の30日以内

(2) 意見書の提出先

ツネイシカムテックス株式会社

(3) 意見書の記載事項（例）

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所

イ 産業廃棄物処理施設の変更に係る事前協議書に記載された申請者名

ウ 産業廃棄物処理施設の変更に係る事前協議書についての生活環境の保全上の見地からの意見

担当課：廃棄物対策課

連絡先：084-928-1168